

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 5 号 矢板市行政組織条例の一部改正について	4
議案第 7 号 矢板市議會議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	5
議案第 8 号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	5
議案第 9 号 矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について	6
議案第 10 号 矢板市都市計画税条例の一部改正について	7
議案第 14 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	8
委員長報告	8
閉 会	8

1 日 時

令和7年12月3日（水）午後0時57分～午後1時20分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 石塚政行

副委員長 渡邊英子

委員 齋藤典子 宮本莊山 関由紀夫
佐貫薰 石井侑男

4 欠席委員

なし

5 説明員（6名）

(1) 総務部（1人）

①総務部長 高橋弘一

(2) 総務人事課（2人）

①総務人事課長 佐藤賢一

②戦略人事室長 高橋和寛

(3) 税務課（2人）

①税務課長 高久聰子

②資産税担当 齋藤浩明

(4) 市民課（2人）

①市民課長 沼野英美

②市民・年金担当 湯本真由美

(5) 選挙監査事務局（2人）

①選挙監査事務局長 小野崎賢一

②選挙監査事務局 長島めぐみ

6 担当書記 粕谷嘉彦

8 付議事件

議案第5号 矢板市行政組織条例の一部改正について

議案第7号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第8号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

議案第9号 矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について

議案第 10 号 矢板市都市計画税条例の一部改正について
議案第 14 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（石塚政行） ただいまの出席委員は 7 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (12 : 57)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 5 号、議案第 7 号から議案第 10 号まで及び議案第 14 号の 6 件である。

議案第 5 号 矢板市行政組織条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長（佐藤賢一）

(「議案書」の 2 ~ 6 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 5 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決された。

議案第7号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第7号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○選挙管理委員会事務局長（小野崎賢一）

（「議案書」の12～16ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

議案第8号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第8号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長

（「議案書」の17～19ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

議案第9号 矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第9号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○市民課長（沼野英美）

(「議案書」の20~22ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

○佐貫委員 改正後の名前が「矢板市一般旅券収入印紙購買基金条例」で「等」が抜ける。それで、リードの部分、上の説明部分には、「矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を…」と書いてあるのは大丈夫か。

○市民課長 大丈夫。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 ここで傍聴の申し出があったので、この際、委員会条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、委員長として傍聴を許可することとしたので、御報告する。

○委員長 暫時休憩する。 (13:14)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (13:14)

議案第 10 号 矢板市都市計画税条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 10 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長 (高久聰子)

(「議案書」の 23~24 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 10 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決された。

議案第 14 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○委員長 次に、議案第 14 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長

(「議案書」の 40~41 ページにより説明)

○委員長 質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(13:20)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

総務常任委員会委員長